

北海道選挙管理委員会告示第 45 号

北海道選挙執行規程（平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号）第106条第1項の規定に基づき、令和5年8月1日から令和8年7月31日までの間に交付する証票の有効期限は令和8年9月30日までとする。

なお、令和2年北海道選挙管理委員会告示第15号（北海道選挙執行規程第106条第1項の規定に基づく証票の有効期限）は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。

令和5年5月25日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛